

部活動指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する
宮城県中学校体育連盟の対応

平成30年2月
宮城県中学校体育連盟

運動部活動指導中の暴力・体罰・セクハラ等（以下、文頭より「暴力等」という。）への対応が、（公財）日本中学校体育連盟から示された。

運動部活動は、多くの生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活の実現に大きな役割を果たすとともに、生きる力を育み人格形成にも大きな影響を及ぼしている。本連盟としても、こうした大きな意義や役割を踏まえ、指導者の暴力等の防止策については継続して検討し取り組みを続けてきた。

今回、本連盟としても（公財）日本中学校体育連盟との整合性を図るとともに暴力等の防止策の一つとして、下記の対応の考えを県内の学校や指導者に示し、改めて運動部活動指導中の引率者・監督・（部活動指導員）・外部指導者（コーチ）・トレーナー等（以下「指導者等」という。）による暴力等の根絶を目指していこうとするものである。

記

1 本連盟の対応

(1) 大会登録の禁止

教職員及び外部の指導者において、懲戒処分（外部の指導者は校長からの指導措置）を受けていることが明確になった者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

●以下の文を宮城県中学校体育大会各競技大会要項の「引率者及び監督等」に記載する。

「本大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、（部活動指導員）、外部指導者（コーチ）、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。」

(2) 連盟内の役職停止

本連盟役員において、暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分（以下、文頭より「懲戒処分」という。）を受けていることが明確になった者は、本連盟の役職を停止する。

※後任の補充については、該当郡市中体連会長や該当専門部会長と相談し、該当郡市中体連及び宮城県中学校体育連盟から選出することを基本とする。

2 対象者

本連盟加盟校に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

3 判定及びその時期

教職員については、当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

外部の指導者については、当該校の校長が指導措置を行った時点

4 期 間

(1) 違反行為1回目

「3 判定及びその時期」から2年間は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は異動等により勤務校や指導する運動部が変更となっても継続するものとする。（1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする）

(2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

5 適 用

本対応は、平成30年4月1日より施行適用する。